

税額控除について

【税額控除の順序】

税額控除は下表の順序で控除します。

順序	控除種別
1	調整控除
2	配当控除
3	住宅借入金等特別税額控除
4	寄付金税額控除
5	外国税額控除
6	配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

【調整控除】

(合計所得金額が 2,500 万円超の場合は適用外)

1.個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

(所得税との人的控除額の差の合計額か個人住民税の合計課税所得金額かいずれか小さい額)×5%(町民税3%、県民税2%)

2.個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)}×5%

この金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円

人的控除額の差の一覧表

控除の種類		金額		
障害者控除	普通障害			10,000 円
	特別障害			100,000 円
	同居特別障害			220,000 円
寡婦控除				10,000 円
ひとり親控除	父			10,000 円
	母			50,000 円
勤労学生控除				10,000 円
基礎控除				50,000 円
扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	特定	18万円	同居老親等	13万円

控除の種類		金額		
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
特別控除 配偶者	48万円超	5万円	4万円	2万円
	50万円未満			
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

【配当控除】

株式の配当などの配当所得(総合課税分)がある時は、その金額に次の率を乗じた金額が個人住民税の所得割額から控除されます。

課税所得金額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

【住宅借入金等特別税額控除】

前年分の所得税の住宅ローン控除を受けた人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、住民税(所得割額)から控除できます。

【控除額】

次の①、②のいずれか小さい方の金額に、町民税は $3/5$ 、県民税は $2/5$ の割合をそれぞれ乗じた金額

	居住開始年月日と要件	①	②
(1)	平成21年1月1日～平成26年3月31日	前年分の所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の5% (上限97,500円)	前年分の所得税の控除しきれなかった額
(2)	平成26年4月1日～令和3年12月31日 住取得費用等に係る消費税の税率が5%の場合	前年分の所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の5% (上限97,500円)	
(3)	平成26年4月1日～令和3年12月31日 住取得費用等に係る消費税の税率が8%または10%の場合	前年分の所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の7% (上限136,500円)	
(4)	令和4年1月1日～令和4年12月31日 住宅取得費用等に係る消費税の税率が10%であり、一定期間内(※1)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合	前年分の所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の7% (上限136,500円)	
(5)	令和4年1月1日～令和7年12月31日 上記(4)の要件以外の場合	前年分の所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の5% (上限97,500円)	

(※1) 新築の場合は、令和2年10月から令和3年9月まで

建売住宅・中古住宅・増改築等の場合は、令和2年12月から令和3年11月まで

【寄附金税額控除】

下表 1,2 の控除額が個人住民税の所得割額から控除されます。

	対象となる寄附金	控除額
1	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地の都道府県共同募金会 ・住所地の日本赤十字社支部 ・所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、徳島県又は石井町の条例で定めた寄附金 	<p>{寄附金の支出額(総所得金額等の30%を上限)-2,000円}×10%(※)</p> <p>(※)町民税6% 県民税4%</p>

2	地方公共団体に対する寄附金 (ふるさと納税)	1と2の合計額	
		1. {寄附金の支出額(総所得金額等の30%を上限) - 2,000円} × 10%	
		2. (寄附金の支出額 - 2,000円) × 下欄の割合(※) (調整控除後の所得割額の20%が上限)	
		(※) 2で計算した金額のうち3/5が町民税、2/5が 県民税	
		課税総所得金額 (人的控除差調整額控除後)	割合
		0円以上195万円以下	84.895%
		195万円超330万以下	79.79%
		330万円超695万以下	69.58%
		695万円超900万以下	66.517%
		900万円超1,800万以下	56.307%
1,800万円超4,000万以下	49.16%		
4,000万円超	44.055%		
0円未満(課税山林所得金額及び課 税退職所得金額を有しない場合)	90%		
0円未満(課税山林所得金額又は課 税退職所得金額を有する場合)	地方税法に 定める割合		

【外国税額控除】

納税義務者が外国にその源泉のある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課された場合、その所得に更に日本の所得税や住民税が課されたときは、国際間の二重課税となるため、これを調整するために設けられた制度です。

外国税額控除は、外国で課された所得税の額を、控除限度額の範囲内で差し引きます。

<控除限度額の差し引く順番>

1. 所得税から控除
2. 控除しきれないときは、県民税から控除
3. それでも控除しきれないときには、町民税から控除

<所得税の外国税額控除限度額の算出方法>

年分の所得税額×年分の国外所得総額÷年分の所得総額=所得税の外国税額控除限度額

県民税の外国税額控除限度額の算出方法	町民税の外国税額控除限度額の算出方法
所得税の外国税額控除限度額×12% =県民税の外国税額控除限度額	所得税の外国税額控除限度額×18% =町民税の外国税額控除限度額

なお、以上によっても控除しきれないときは、3年間の繰越控除等が認められています。繰越控除等や所得税についての控除内容につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

【配当割額または株式等譲渡所得割額控除】

上場株式等の配当や所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)内の譲渡益については、支払の際に所得税 15%・個人住民税 5%(配当割・株式等譲渡所得割)が源泉徴収されています。

これらについては原則として申告は不要ですが、確定申告をすることも可能です。

確定申告をした場合は所得割で課税され、以下の金額が個人住民税の所得割額から控除されます。

	控除額
町民税	配当割・株式譲渡所得割の 3/5
県民税	配当割・株式譲渡所得割の 2/5

(注意)個人住民税の所得割額より控除し切れなかった額については、個人住民税の均等割額に充当され、充当し切れなかった額については還付されます。